

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（４）（令和４年４定）			
日 時	令和4年12月19日（月）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時02分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、高木副委員長、横尾・面野・須貝・中村（吉宏）・ 中村（誠吾）・高野・小貫各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、病院局長、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・建設・教育各部長 ほか関係理事者 （港湾担当・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が面野委員に、秋元委員が横尾委員に、松岩委員が須貝委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、川畑委員が小貫委員に、山田委員が中村吉宏委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

○中村（誠吾）委員

◎DMOに関して

まず、DMOに関してなのであります。

私もあまり知識がなく勉強が足りませんので、改めて聞かせていただきます。

観光客を強力に呼び込むための組織として、本年10月末でしたか、小樽観光協会が登録DMOになりました。それで、これ聞きかじった言葉なのだけれども、これまでのこの候補法人から登録法人となったことで、さらなる小樽の発展につながる組織となるよう期待はしているのです。極めて基本的なことを聞いて申し訳ないのですが、DMO、すなわちこの観光地域づくり法人とは、どのようなものなのですか、御説明いただけますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

DMOについてですけれども、観光庁のホームページなどを拝見しますと、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人となっておりまして、DMOの登録区分は役割、目的、ターゲットなどに応じまして、広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMOの3区分での登録となっております。

小樽観光協会は小樽市の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメントなどを行う地域DMOの登録となっております。

○中村（誠吾）委員

それで、これも基本的なことを聞いてしまうのですけれども、候補から登録に至るための要件というか条件は何でもそういうことはあると思うのだけれども、そのようなものがあればどのように満たされれば、今回この登録DMOになってきたのかということも、もう一度お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず登録DMOにつきましては、登録の対象というのは、地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人ということになってございまして、その登録要件といたしましては、一つ目に、観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成です。

二つ目が、データなどの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立になります。

三つ目が、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーションの実施。

四つ目が、DMOの組織法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析などの専門人材の確保。

最後、五つ目に、安定的な運営資金の確保。

この五つの要件が登録要件となっております。

○中村（誠吾）委員

後でも関連するのですけれども、ただいま、聞いていると、五つの要件があるとお答えいただいたと思うのですが、これまでも小樽観光協会は小樽市において、これらを満たす役割を担って来られたと認識しているのですけれども、それではお聞きしますが、小樽観光協会とDMOの違いについて御説明ください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、観光地域づくり法人、登録DMOにつきましては、観光地域づくりを行うかじ取り役となる法人として、地域の関係者が参画する体制を構築してターゲットニングなどの戦略策定ですとか観光コンテンツの造成、受入れ環境の整備などを通じて誘客や旅行商品の拡大を目指す組織というふうになります。

一方、小樽観光協会は観光を通じて地域の産業発展に寄与することを目的とする一般社団法人でありまして、観光宣伝や観光客の誘致促進、ホスピタリティの向上、観光意識の向上など定款に定める事業を実施する組織ということになります。

小樽市の場合は、小樽観光協会がDMOとなっておりますけれども、DMOにつきましては地域の多様な関係者の合意形成における中心的な役割を果たすことが求められると、ここが大きな違いかというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

せっかく丁寧に説明をいただいているのですけれども、なかなかこの線引きが難しいのだなということがまず分かりました。

それでは、どうしてもこのことを質問せざるを得ないのですが、自主財源の確保なのです。それで、先ほどいただいた回答の5番目でしたか、安定的な運営資金の確保という要件がありました。

以前、我が会派の高橋龍委員が小樽版のDMOの課題として、安定的な財源の確保について質問しました。それで、当時の答弁で市長からも、安定的な収益構造をしっかりと考えていかなければならないという答弁をいただいたと記憶しているのです。

そこでお聞きしますが、現在、登録DMOになった小樽観光協会の主な財源は、どのようなもので構成されていますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、国ではDMOが自律的、継続的に活動するための安定的な運営資金としまして、一つ目に収益事業、これは物販とか、そういったものになります。

二つ目に、特定財源。これは法定外目的税ですとか分担金をイメージされております。

三つ目に、行政からの補助金、委託事業など、この三つを国では挙げてございます。

令和4年8月に観光庁に小樽観光協会から提出をしました観光地域づくり法人の登録申請の中では、このDMOの活動に係る運営費の調達につきましては、一つは、公物管理受託ということで、小樽市の場合は、博物館とか、観光物産プラザの指定管理などが具体的になります。これが一つ目です。

二つ目に収益事業になります。これは観光物産プラザの売上げの部分になります。

三つ目に会費。これは観光協会の会費となります。

四つ目には、広告。そういったものになります。

五つ目に、市の補助金ということで、この五つを主な財源ということで位置づけて計画を申請して登録をいただいたところになっております。

○中村（誠吾）委員

安定的な収入の話については、まず具体的にお聞きしまして、これからこれも勉強させていただきます。

それで財源の話をするとしても最後に、組織論に関することについてお聞きしなければならないのです。と

というのは、一般社団法人小樽観光協会が登録DMOとなり、真価が発揮されるのは、まさにこれからのことだとは思いますが、そのように考えますが、お聞きしたいのは市との連携体制がきちんと構築されるかということなのです。それで、直接原課に聞くのも直球で申し訳ないのだけれども、特に観光振興室とは、類似業務の重複をなくしてお互いに補完しながら効率的、効果的な観光振興に取り組む必要があると考えるのです。

それで、不足している事柄を相互に補完することが望ましいと考えるのですけれども、この点について現状の課題とその解決についてどのように考えていますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、小樽市で策定しました第二次小樽市観光基本計画の中では、計画の着実な推進のために、一つは市民の役割、二つ目に観光事業者の役割、三つ目に観光関連団体の役割、四つ目に経済界の役割、そして五つ目に行政の役割、これらについて明示をしてございます。

小樽観光協会をはじめとします観光関連団体の役割につきましては、主に効果的な誘致宣伝の展開、あとは市民への観光理解の普及、ホスピタリティの向上に努めるといったことが記載されております。

一方、行政の役割としましては、国や北海道の協力を得ながら観光振興策を推進すること、また観光事業者ですとか各主体の自主的な取組を支援すること、現状の分析ですとかニーズの把握、あとは周辺市町村との連携した広域観光の振興などこういったことが記載されてございます。

DMOとしての小樽観光協会には、行政ですとか大学を含めた多様な関係者が参画するDMO形成連絡会議やその下部組織となります地域部会、マーケティング部会を設置してございます。

関係者が実施する観光関連事業と戦略との整合性に関する調整が、これらの仕組みによって行われるというふうになってございまして、実際、実務レベルの話を少し申し上げますと、イベントですとかプロモーションこういったことにつきましては、やはり業務が重複する可能性というのがございまして、観光協会の活動におきましては市の職員が参画するほか、あとは市の予算編成ですとか、そういった作業では観光協会として協議する機会を設けるなどにより、業務の重複ですとか相互の補完につきまして確認を行って業務を進めておりまして、今後もお互いに補完しながら効率的、効果的な観光振興に取り組みたいというふうを考えております。

○中村（誠吾）委員

小樽市の産業基盤の中のこの観光の命運を、命運とまでは言わないかもしれないけれども、行政もDMOも担って行くのだということが分かりました。

ただ、そんなに簡単なことではないと思います。今、主幹のおっしゃったとおりこれからもその都度いろいろと市民目線から見えるものがあれば、また他のまちから言われるようなことがあれば、議会の中でお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎施策を推進するための財源確保について

次に、施策を推進するための財源の確保についてお聞きしたいのです。

そして、小樽市の予算関係についてなのですが、こう言う一般的なには、事業に係る予算ということで、歳出がイメージされやすいのですけれども、本日は事業を進める上で必要になる財源ということで、歳入に注目してお聞かせ願いたいのです。

そして、歳入については、市としての収入とも言えますし、市として事業を進める上での財源とも言えますが、基本的なことをこれから聞いて申し訳ないのだけれども、大きくは一般財源と特定財源に分けられると思います。

まず、一般財源の定義とその種類について改めてお知らせ願えますか。

○（財政）財政課長

一般財源は用途が特定されずどのような経費にも使用できる財源であります。主なものとしましては、市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがあります。このうち、本市におきましては、市税や地方交付税が大

きな割合を占めております。

○中村（誠吾）委員

それでは、特定財源についても御説明をお願いできますか。

○（財政）財政課長

特定財源は用途が特定されている財源であります。主なものとしましては、国庫支出金や道支出金、地方債、使用料、手数料などがあります。

○中村（誠吾）委員

それで一般財源でお聞きするのですけれども、一般財源のうち、今おっしゃった多くを占めるのは、市税と地方交付税であると思うのです。このうち、市税については市・道民税や固定資産税などの内容については、地方税法に定められているとおりで、それぞれの課税実務については複雑なのです。ただ、制度自体はそんなに難しいものではないのです、一見分かりやすいものとなっているのですけれども、一方で、地方交付税についても、地方交付税で定められているものの同法を読むと、どうにも全容が把握できなくなるのです。

そこで、まずは、改めて地方交付税の定義をお聞かせください。

○（財政）財政課長

地方交付税は地方交付税法第2条第1号におきまして、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で、地方団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいうとされております。

○中村（誠吾）委員

聞き慣れた言葉が出てきました。地方団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるような額が交付されるということなのですけれども、そうするとその額はどのようにして算出されてくるのですか。

○（財政）財政課長

まず、地方交付税には普通交付税と特別交付税の2種類があります。特別交付税は普通交付税で補足されない災害などの特別の財政需要に対して交付されるもので、普通交付税は地方交付税法第2条第3号で定義されます基準財政需要額から、同法の第2条第4号で定義される基準財政収入額を引いた差額が普通交付税として算定されます。

○中村（誠吾）委員

用語がだんだん難しくなってきたのですけれども、まず、今おっしゃった、基準財政収入額からお聞きしますが、私が見たらこれは地方交付税法第14条にて基準財政収入額の算定方法が定められているのですけれども、非常に条文が長いもので少し読み切れないので、分かりやすく要約して説明していただけますか。

○（財政）財政課長

基準財政収入額は、各自治体の一般財源の収入額を一定の基準で算定したものでありまして、地方交付税法第14条の規定に基づき、標準的な地方税収入の原則として100分の75に地方譲与税等を加えたものとなっております。

基準財政収入額に75%算入される項目としましては、市税では市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税がありまして、税交付金では利子割や配当割などの交付金があります。

また、基準財政収入額に100%算入される項目としましては、地方譲与税のほか地方消費税交付金のうち税率引き上げによる増収分などがあります。

○中村（誠吾）委員

この基準財政需要額はどのように算出されるのですか。

○（財政）財政課長

基準財政需要額ですが、こちらは地方交付税法第11条の規定によりまして、各自治体の標準的な財政需要額について一定の計算式で算定するものとなっております。

具体的には、消防費や教育費などの各行政項目別に、それぞれ設けられました測定単位の数値に必要な補正を加えてこれに測定単位ごとに定められました単位費用を乗じた額を合算することによって算定されます。

○中村（誠吾）委員

それでは、今おっしゃった、この基準財政需要額の積算における測定単位という言葉が出てきます。私も見たら地方交付税法第12条に規定されているのですけれども、膨大な量があるのです。

それで私は、経済常任委員会の所属ですので、このうち個別算定経費の産業経済費について質問するのですけれども、令和4年度算定分で、この項目で規定されている経費の種類とその測定単位をお聞かせいただけますか。

○（財政）財政課長

産業経済費につきましては、三つの費目がありまして、一つ目は、農業行政費で測定単位が農家数となっております。

二つ目は、林野水産行政費で測定単位が林業及び水産業の従業者数です。

三つ目は、商工行政費で測定単位が人口となっております。

○中村（誠吾）委員

種類は分かりました。

単位費用はどのように定められていますか。

○（財政）財政課長

単位費用なのですけれども、農業行政費につきましては、地方交付税法の別表第1及び第2において費目ごとに定められております。

○中村（誠吾）委員

今、簡単に言うと農業と林野水産と商工と言いましたよね。もし分かれば直近のこの単位というか、例えば農家は小樽市であれば、差し支えなければ1戸幾らなどは分かれますか。

○（財政）財政課長

令和4年度、単位費用は9万500円と定められておりまして、それに測定単位であります農家数が249戸ということで財政需要額は2,253万5,000円となっております。

続けて、林野水産行政費につきましては、同じように単位費用が47万1,000円と定められておりまして、測定単位の林業及び水産業の従業者数は115人となっております、基準財政需要額は5,416万5,000円となっております。

商工業行政費につきましては、単位費用が1,350円、それに人口12万7,215人を掛けまして1億7,174万円となっております。

○中村（誠吾）委員

地方交付税もちろん法律ですから、国会で審議されて法制化されてくるものです。しかし、この法律の素案を出したのは私も知っているのです。所管する総務省なのです。

それで、今説明してもらった額の違いに少し驚いているのです。農業行政費の農家数については1戸につき9万500円と今おっしゃいました。そして、林野水産行政費の林業及び水産業の従業者については、1人につき47万1,000円。そして、商工行政費の人口については1人1,350円、すごい違いなのです。

これはもうその自治体の産業構造によって交付税というのがいろいろと影響してくるのは分かるのですけれども、財政部としては、なぜこのような金額が設定されているか、その理由を把握していますか、あまりにも違いが大きいので。

○（財政）財政課長

単位費用につきましては、地方交付税法第2条第6号におきまして、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合または標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準として算定さ

れるものとなっております。ただ、費用設定の内訳ですとか理由につきましては、市が全てを把握できるつくりにはなっておりません。

○中村（誠吾）委員

それはそうよね。ただ、少し言い方は乱暴なのかもしれないけれども、国の意向次第で、この交付税の国の出口ベースでは決まってくるのです。

それで、各自治体の状況により、実態よりの話をされました。多く配分されたり、少なく配分されるケースも考えられるのですけれども、お聞きしたいのは、交付税算定における制度設計においては何回も言われています。地方団体が等しくその行うべき事務のモデルケースを、私は国が一方向的に決めているということも地方分権の時代においてはいかがかなと問題があるのではないかと考えているのですけれども、このことについても財政部としてはどのような認識で苦勞されています。

○（財政）財政課長

委員からも今御指摘のとおり交付税の算定におきます制度設計につきましては、地方交付税法に基づいて国が行っております。ただし、同法第17条の4では地方団体は、交付税の額の算定方法に関して、総務大臣に対し意見を申し出ることができることとなっております。

地方の実情と国の積算に大きな乖離が考えられる部分につきましては、地方からの提言によって見直しが行われる余地があると考えておりますので、こちらを活用してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

国も話を聞かないというのではなくて、きちんと今おっしゃってくれたとおり第17条の4において、地方の意思を国に具申するということができますので、そのことについては質問ではないのですけれども、そういうことになります。

そこで、関連してなのだけれども、どうしても今回課題となっているのだけれども、国は自治体ごとのマイナンバーカードの交付率に応じて、地方交付税の算定に差をつけるというか影響を与える方針を示していると我が会派は考えているのだけれども、このことについて財政部はどのような見解をお持ちでしたか。

○（財政）財政課長

現時点で、来年度の地方交付税の算定にどのようにマイナンバーカードの交付率が使われるのかというのが、まだはっきり分かっていないのですけれども、市長が御答弁させていただいたとおり、今、どのように算定されるかははっきりしないものですから、交付率だけをもって何かペナルティ的なものをされるのは筋違いなのではないかというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

私が今回この質問をさせていただいたのは、本市の一般財源のうち最も大きな額を占めているのが、この地方交付税なのです。それで、いろいろあります。ウクライナで起きていることも含めて世界中の影響を受けて私たちの自治体、小樽市にも来る景気動向による国全体の税収への影響やプライマリーバランスと言いますけれども、影響を考えると残念ながら人口減少が続いている本市にとっては、今後の交付税の先行きは決して明るいものばかりではないと考えざるを得ない。

それで、迫市長が今後進められる政策を着実に、そして具現化していくためには、現在も収支改善プランなどの主に歳出面に着目した見直し作業をしっかりと毎年度進められていることは理解しているのですけれども、やはり政策の実現には、自主財源の確保をどのように図っていくべきかという観点からは非常に大切だと思っています。

そこで、質問なのですけれども、政策を実現する上での自主財源の確保に向けて現状考えられている課題とその課題解決に向けて進められる具体的な方策について現時点でお聞かせ願いますか。

○（財政）小林主幹

自主財源の確保についてでございますが、人口減少や少子高齢化、また新型コロナウイルス感染症が長期化しており収束が見通せないことから、市税収入の増は見込みにくい状況にあります。そのような中でも固定資産税や市民税の増収につながるような企業誘致活動の取組のほか、増収が図られてきている、ふるさと納税の取組のさらなる推進などに今後も継続して取り組んでいく必要があるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

財源に向けての考え方は理解しました。それで、迫市長が2期目の公約として掲げられた小樽の可能性や魅力を引き出す、そして人口減少に歯止めをかけますというスローガン。まさに本市が直面する喫緊の重点課題だと思うのです。

子育て支援策や子供の学習環境、創業支援充実などの重点項目においても市長はいろいろと発信されています。まさにそのとおりです。

ただ、うちの会派が言うのだけれども、他都市との差別化や優位性はやはり保つ施策が必要だと思っておりますが、最後、これは質問ではないのです。

今後も必要なソフト事業を推進するために、実はハード事業で起債や補助金などもあるけれども、小樽駅前地区、新総合体育館、北海道新幹線、第3号ふ頭など必要な多くの建設事業も含めて我々は備えなくてはならないと思いますので、財政部に全部お任せするのではなくて、全庁的に必要となる手だてを全員で知恵を出し合って検討・構築していければと思いますので、これはお願いです。よろしく願いをして私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎補正予算について

予備費から伺います。

今回予備費の補正が上がっているわけですが、当初予算3,000万円のうち、既に充用した額と主な事業を説明してください。

○（財政）財政課長

今年度の予備費予算3,000万円のうち、本日現在で既に充用した額は、約1,257万8,000円であります。

また、予備費を充用した主な事業としましては、公務災害補償経費で約244万3,000円、いなきたコミュニティセンターの空調機器修繕で約85万8,000円、マイナンバーカード出張申請受付開設経費で約591万6,000円、PCB廃棄物処理関係経費で約144万3,000円となっております。

○小貫委員

それで過去10年での予備費の補正状況を説明してください。

○（財政）財政課長

平成25年度以降になりますが、予備費の補正を行いましたのは、今年度ただいま補正予算案を出ささせていただきます令和4年度の2,000万円を含めまして4回ございます。補正額は、平成25年度、26年度、30年度で、それぞれ1,000万円となっております。

○小貫委員

最近はないということだと思うのですが、今10年と言いましたが、10年以上遡るとどんな感じなのでしょうか。

○（財政）財政課長

平成25年度以前に遡りますと24年度は3,000万円、23年度は7,000万円、22年度は5,500万円、21年度は2,000万円を補正しております。

○小貫委員

10年以上遡ると結構大きな補正が起きているということなのですが、過去10年で補正した年度の不用額はどのようになっていますか。

○（財政）財政課長

過去10年での予備費を補正した年度の不用額につきましては、平成25年度が約2,847万9,000円、26年度が約2,531万6,000円、30年度が約1,615万1,000円でありまして、令和4年度は現時点で約1,742万2,000円が執行未済額となっております。

○小貫委員

過去の事例を見ると補正をしたけれども、結局不用額として残っているということがありますが、今回2,000万円を補正する理由として燃料・光熱水費の不足が想定されていますけれども、なぜそれぞれの施設の増額補正をさらに増額する予算計上を提案することを考えなかったのか説明してください。

○（財政）財政課長

各施設等におけます燃料・光熱水費につきましては、このたびの補正予算時点におけます直近の単価・数量を基に年度末までの不足見込額を計上させていただいております。

例年でありましたら、この時期に見込んだ不足額の範囲内でおおむね対応できているのですが、今年度は、社会情勢の特殊性に鑑みまして、現時点で額は見込めないものの今後急激な単価増となった場合の不足への速やかな対応を想定し、予備費補正の選択を取ったものです。

○小貫委員

ただ、5定補正もありますから、少し多めに補正するという事も考えられたのかと思いますけれども、予備費を補正しない場合、突発的なことに対してどのように予算を確保する手段があるのか説明してください。

○（財政）財政課長

不測の事態が生じたことによって予算確保が必要となった場合の手段としましては、議会での議決による補正が第一にまず考えられますほか、予備費の未執行額による充用または他の事業の不用額からの流用による対応が考えられます。

○小貫委員

専決処分は。

○（財政）財政課長

今、申しました議会での議決によるというのが専決処分ですとか、あとは臨時会を開いていただいて議決いただくということが考えられます。

○小貫委員

予備費を今回補正計上したということで、私も最近2,000万円というのがあまり記憶がなかったものですから。ところがこの充用をした用途について同時に資料が示されていないわけですが、これはなぜなのでしょう。

○（財政）財政課長

これまで予備費を補正計上する際に充用した用途についてお示ししていない理由というのは特段ございませんで

した。今後は予備費用を補正する必要がある際には、使途や執行状況の御説明をさせていただきたいと考えております。

○小貫委員

そうですね、やはり必要だと思います。

それで、この増額した2,000万円についてですけれども、増額の補正理由に掲げた理由以外に、充用することはないと考えてよろしいですか。

○（財政）財政課長

補正させていただきます予備費の充用につきましては、補正理由の燃料・光熱水費の不足や施設の突発修繕等ということで主に見込んでおりますが、等と申し上げておりますとおり、今後の充用の予定としましては、公務災害補償経費が治療期間によって支出がさらに見込まれることですか、過去には災害支援や既存事業の超過などやむを得ない場合には充用する場合が想定されることからないとは言い切れません。

しかしながら、議会にお諮りすべき大きな事象につきましては、補正予算の提案を含めまして御説明を怠ることのないように留意してまいりたいと考えております。

○小貫委員

ただ、まだ1,700万円残っていますから先ほど言った公務災害等の部分については、今ある部分でも足りるのかということだけ意見を述べさせていただきます。

水道料金にいきます。

私は第3回定例会の建設常任委員会で、市内だけの企業体でやる考えはまだないのかと質問しましたが、そのときの答弁の概要を述べてください。

○（水道）業務課長

ただいま御質問のありました答弁の内容でございますが、そのときには審査委員会が開催されておらず、まだ参加要件については確定しておりませんということです。

そのほかに、セキュリティマネジメントシステムは参加要件に入れない方向で検討していきたいということをお述べております。

○小貫委員

選定委員会との関係も答弁していたかと思うのですが、いかがですか。

○（水道）業務課長

今後、選定委員会の中で検討していくというふうに述べております。

○小貫委員

それで、その選定委員会の中でどのように検討されたのか答弁してください。

○（水道）業務課長

御質問のありました参加要件の検討でございますが、これまでの議会議論を踏まえ情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格について、直近で公募型プロポーザル方式による水道料金等徴収業務委託を実施しております道内他都市の募集要領などを調べたところ、多くの都市でこの規格の取得を参加要件に入れておらず、仕様書の中で個人情報等の管理を徹底されておりましたので、局内で検討した結果、今回この規格を参加要件から外すこととし、仕様書の中で個人情報に係る縛りかける予定であり、また個人情報などの考え方などはプレゼンテーションやヒアリングの中でも確認したいと考えております。このことにより、市内企業や市内企業による共同企業体の参加が可能となっております。

○小貫委員

それで、当初この委託が始まるときに水道局はこのISO27001の規格の必要性について、議会でどのように説明

してきたのか説明してください。

○(水道)業務課長

御質問がありましたISO27001の規格の必要性でございますが、情報セキュリティマネジメントシステムには四つの規格があり、水道料金等徴収業務ではISO27001を求め、情報セキュリティの対策と具体的な計画・目標を策定する、計画に基づいて対策の導入を行う、実施した計画の監視、見直しを行う、経営陣による改善措置を行うという四つの項目を常に繰り返して情報セキュリティレベルの向上を図るとというのが、このISO27001の規格であると御説明させていただきました。

○小貫委員

その結果、この条件のために、当初の委託移行時に市内業者がはじかれてしまったということが起きたわけですが、それでそうやって業務の委託を移した後、必要な事業に対してのノウハウは継承されてきていると見ているのでしょうか、いかがでしょうか。

○(水道)業務課長

御質問のありました局内でのノウハウの継承でございますが、それまで職員が行っていた収納などの実務は受託者でやっておりますが、正しく業務が遂行されているかなどのチェックなどをモニタリングを行う必要がありますので、局内で業務の継承は適切に行っております。

○小貫委員

今回さらに異常水量再調査業務も委託するとしています。具体的な内容を説明してください。

○(水道)業務課長

御質問のありました具体的な内容でございますが、本業務はお客様に対し検針時に判明した異常水量に係る簡易な漏水調査などの原因究明を行い、料金等の説明を伴う業務でございます。

現在は水道局職員が行っておりますが、漏水調査の技術はもとより丁寧な料金等の説明をする必要があることから、知識と経験が重要な業務であります。近年、技術職の採用が少なかったこともあり、技術の継承などの人材育成が難しかったものであります。

○小貫委員

それでその結果、この漏水調査をできる職員というのが水道局に残ることができるのかどうか、示してください。

○(水道)業務課長

御質問のありました漏水調査をできる職員でございますが、公道など管路の維持管理をする上で大変重要な業務ですので、管路維持部門に常に複数名配置しておりますし、今後も配置することとなります。

○小貫委員

ただ心配なのは、結局、人員としては漏水調査ができるという人が少なくて済むようになってくるわけですから、先ほどの答弁にもありましたけれども、やはり水道局の内部に技術職をしっかりと確保していくということが私は必要だろーと思います。先ほどモニタリングをしていると言いますけれども、委託をやはり繰り返していくと、その業務が適切なのかどうかということが市側で分からなくなってしまうのではないかとこののを危惧しているわけです。

やはり、職員の中に委託している事業内容に精通した職員の育成が今後も必要になってくると思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○(水道)業務課長

ただいま御質問のありました職員の育成でございますが、様々な研修等もございますので、そういったものにそういった部門の職員を積極的に参加させて技術の継承に努めてまいりたいと思います。

○小貫委員

何よりもそういう技術職をしっかり採用して確保していくということが重要だと思います。

それでこの業務委託は2010年度から始まりましたが、日本共産党は当時反対を表明してきました。2009年の予算特別委員会で、当時の北野議員が相当やり合っていて、水道局との質問の最後に市長に答弁を求めています。そのときの市長答弁を紹介してください。

○（水道）業務課長

2009年の予算特別委員会で市長答弁を要約して紹介させていただきますと、今回の水道局の業務委託については市内事業者が受託できなかったことは非常に残念だが、今後3年間、市内事業者も努力し受託可能な体制を構築していただければ地元企業優先の考え方があるので入札に参加していただければと考えている。いずれにしても経営効率化が一番であり御理解をいただきたい。以上でございます。

○小貫委員

そうやって始まりまして、その3年後です。2012年の第3回定例会で、水道局として建設常任委員会でどのように報告していますか。

○（水道）業務課長

2012年の第3回定例会の建設常任委員会の報告の要点を申し上げます。

内容としては契約更新についての報告になりましたが、平成25年3月末に契約期間が満了となるため、更新の進んでいるということ、前回との変更点として、業務委託の期間を3年間から5年間に延ばしたこと、また、参加資格要件について地元業者の参加について検討した結果、小樽市内に本社を有する業者を1社以上含む共同企業体での参加を新たに要件に追加したこと、その他公募型プロポーザル方式により募集することやスケジュール、予算の提案などについて報告しております。

○小貫委員

最初の業務委託の時点で、市内企業が参加できない形の委託になったことがやはり問題だったのだろうと思います。

しかし今、経験を持っているところが1社しかないのです。やはり、市内企業による企業体を受けることが望ましい形だと私は思うのです。引き続き、そのためにも業者の育成も含めて地元企業による委託にすべきだと思うのですけれども、これについて答弁をお願いします。

○（水道）業務課長

御質問のありました地元企業に委託をすべきとのことではありますが、現在の委託先は市外企業と市内企業からなる共同企業体ですが、ほとんどの社員が市内在住者であり、雇用の面から貢献していただいております。

また、業務についてもお互いの信頼関係の中、問題なく誠実に実施していただいておりますので、高く評価しているところです。

しかしながら、このこととは別として地元企業を優先して委託したいということは委員と同様でございます。今回、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステムの取得条件をプロポーザルへの参加要件から外すことで地元のみ参加を可能とする予定でございますので御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

次に、戸籍情報システム改修事業費です。

まず戸籍に含まれる情報についてどのようなものがあるのか説明してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

氏名や生年月日、本籍、父母の氏名などのほか、出生、婚姻、離婚、死亡など個人の身分に係る情報が含まれております。

○小貫委員

重要な情報が含まれているわけですが、今回のシステム改修でどう変わるのか説明してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

今回のシステム改修によりまして、住民側から見ると市区町村の窓口において戸籍の届出における戸籍謄本の添付が省略できること、また、本人等の戸籍に限り本籍地以外でも戸籍謄本が取得できるようになること。

また、行政側といたしましては、非本籍地で出生、婚姻などの届書を受理した場合、その情報をデータで共有するために本籍地への届書の郵送が不要になること。これらのように戸籍事務が変わることになります。

○小貫委員

それはどこが管理することになるのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

こちらは法務局で管理する形になります。

○小貫委員

やはり情報漏えいのリスクを一層高めるものだと思います。

このときの戸籍法改正で、マイナンバーと戸籍関係情報の関係はどのようにされたのか説明してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

2019年の戸籍法改正によりまして、今まで戸籍証明書の添付が必要だった社会保障手続、年金、児童扶養手当、健康保険などになりますけれども、こちらにおいてマイナンバーの提供があれば戸籍の添付が不要になります。その際、行政機関と法務省の間ではマイナンバー自体のやり取りは行いませんが、行政機関内部のみで用いられます情報提供用個人識別符号というものを使用いたしまして、戸籍情報をマイナンバーとひもづけし、戸籍の情報をやり取りできるようになります。

○小貫委員

先ほど予備費の質問で、今回、出張申請のためにマイナンバーの関係で予備費を、予定外のお金を出したということで、多大な地方自治体に迷惑をかけるマイナンバーですけれども、やはりそういうことと関連するような事業は、きっぱりやめるべきだと申し上げて私は終わります。

○高野委員

◎潮見台小学校のスクールバスについて

最初に、潮見台小学校のスクールバスについて、今回の議会でもやり取りがありましたけれども、確認を含めて伺いたいと思います。

8月26日の不祥事案についてなのですが、けががあった子供の保護者が学校に電話連絡をして、その後、学校側から教育委員会に連絡をして、初めて教育委員会として認識をしたということでよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、高野委員がおっしゃったような流れで間違いございません。

○高野委員

8月26日は小学校1年生から5年生までの児童25名が乗車していたということですが、25名の子供のうち何件その日に保護者から連絡があったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

その日、問合せがございましたのは1件でございます。

○高野委員

それでは、その8月26日の報道前には、保護者や子供から学校や教育委員会に問合せというのは、これまでなか

ったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

報道が出る前に問合せはございませんでした。

○高野委員

ないということでした。

子供や運転手などからの聞き取りの中で、昨年度、築港発の登校便において、定時前に出発してスクールバスに乗車できなかった子供がいたとの報告もありましたけれども、乗車できなかった子供はその後どうしたのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

バスが早発してしまいましたことで乗れなかった子供につきましては、その保護者が学校へ送り届けたというふうに聞いてございます。

○高野委員

保護者が送り届けたということでしたけれども、今、話があった乗車できなかったこの事案は教育委員会も知らなかったということなのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

このバスの早発の件につきましては、その起きた日にすぐに学校から私どもにも連絡が入り、私どもから運転手にも確認をし、注意をしたところでございます。ですので、私どもはその日のうちに情報として知り得ておりました。

○高野委員

この件は分かっていたということでした。

9月2日の保護者への説明や聞き取りの中身も拝見いたしましたけれども、中身を見ますと本当に子供たちの心に深く傷がついたのではないかと思うことが多々掲載されていました。

心配なのは、その後スクールバスを利用する子供が、バスに乗車できなくなってしまったとか利用をやめてしまうといったことがなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今の御質問の件について、学校にも確認いたしました、そういった子供は現在おりませんということで確認しております。

○高野委員

いないということで少し安心はしましたけれども、やはり問題が大きくなる前に対応ができなかったのだろうかということに疑問があるわけです。

聞き取りなどをする中で、いろいろなことがやはり明らかになっていったということで、教育委員会としてどのように思われたのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回の運転手による行為は許されないものでございますが、こういった事実私どもが気づけなかったということについて市教委として深く反省しているところでございます。

○高野委員

私はやはり今回のことを受けて聞き取りする中で様々なことが明らかになったということを見ると、やはり日常的に相談しやすい環境なのか確認されていたのかということも、やはり気になるところです。日常から子供や保護者が相談しやすい体制づくり、そして学校側と教育委員会との報告だったり連絡だったり、相談といったことがこれまで以上に私は必要なのではないかと思いますので、その点はどうか。

○（教育）学校教育支援室長

まず、今回のスクールバスの件で申し上げますと、学校内での情報共有や市教委と学校との情報共有が十分ではありませんでしたので、情報共有の体制を見直し、強化したところでございます。

これまでも市教委や学校は日常的に情報共有はしているところではございますが、スクールバスの運転手に限らず、やはり子供に接する学校関係者で、どこの誰がどのような人物なのかといったような部分につきましては、市教委や学校が把握することはすごく大切なことであると考えておりますので、日常的な情報共有はもちろんでございますが、何か心配な事案や不適切な事案が発生した際には、速やかに市教委と学校で情報共有し、今後もしっかり対応してまいりたいと考えております。

○高野委員

やはり情報共有というのはすごく大事だと思うのです。そこがしっかりしていないと、また今後、類似の問題が起きるのではないかとこのところがやはり心配するところです。

今後は、保護者や子供たちに聞き取りをしなくても、何かあれば相談しやすい環境ですとか、先ほども言ったように学校や教育委員会に日常的に情報共有される体制づくりというのはやはり私は必要だと思いますので、今後こうした体制づくりをどのように取り組んでいくのか、そこについてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室長

まず、今回のスクールバスの件につきましては、当該校の保護者の皆様に対しまして、スクールバスの運行に関して気になる点があればいつでも学校や市教委へ連絡していただくよう文書にてお知らせしたところでございます。学校では、スクールバスの運転手以外にも、教員ですとか特別支援教育の支援員や用務員、部活動指導員など多くの方々が子供たちに関わっておりますので、連携が十分取れるような体制づくりが必要だと考えております。

これまでも学校の中におきましては、職場の中で気軽に相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、市教委も学校と日常的に電話連絡や文書で報告を求めるなど小まめな情報共有に努めているところでございますが、今後、このようなことが起きないようによりよい情報共有を進めるに当たりまして、どのような点が強化できるのかとか、改善すべきことがあるのかといった部分につきましては、校長会と協議して進めてまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

今回の懲戒免職を受けた方の行為は許されませんが、やはりこの方のみが責任を負うという問題ではないと考えます。教育委員会としてもしっかりと責任を持って子供たちの安全そして安心のために取り組むことを強く求めまして、次の質問に移りたいと思います。

◎ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティングについてなのですが、今回の予算で除雪費が1億7,940万円、そのうちロードヒーティング関係経費が1億5,692万円となっているのですが、この1億5,692万円の内訳についてお知らせください。

○（建設）維持課長

今回補正予算を上げさせていただきましたロードヒーティング関係経費の内訳についてでございますけれども、ロードヒーティング関係経費1億5,692万円のうち、ロードヒーティングの値上がり分の電気代につきまして1億5,770万円で、ロードヒーティングの保守点検経費の入札差金がございますので、こちらを78万円減額補正をさせていただきますので、合計1億5,692万円となっているところでございます。

○高野委員

それでは、市内に設置しているロードヒーティングの箇所数と設備面積をお知らせください。

○（建設）維持課長

市内に設置しているロードヒーティングの箇所数につきましては232か所、設備面積につきましては約7万500平方

メートルとなっております。

○高野委員

それでは、令和3年度にロードヒーティングの部分停止の試行がされていますけれども、試行は何か所で、何平方メートルかお知らせください。

○（建設）維持課長

令和3年度に実施いたしましたロードヒーティング部分停止の試行につきましては15か所で、約240平方メートルとなっております。

○高野委員

令和4年度に新たに部分停止の試行箇所が追加されていますけれども、その追加されている箇所数と、何平方メートルになるのかお知らせください。

○（建設）維持課長

令和4年度にロードヒーティングの部分停止の試行を新たに行う箇所につきましては8か所で、約191平方メートルとなっております。

○高野委員

そもそもなのですが、部分停止の試行を行っている理由についてもお聞かせください。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングの部分停止の試行の実施理由についてでございますけれども、近年のスタッドタイヤの性能向上を踏まえまして交通の安全が保たれる範囲の中で、ロードヒーティングの部分停止の試行を行いまして、ロードヒーティングの適切な稼働及び電気料金の削減を図るものでございます。

○高野委員

電気料金の削減ということもあるということでしたけれども、先ほどお話があったように燃料ですとか電気代の高騰の影響でかなり補正も上がっているということなのですが、それで今回、部分停止の試行も電気料金の削減もあってされているということなのですが、令和3年度そして今回行われる4年度で、どれぐらいの電気代の削減をされるという予定なのかも含めて金額をお知らせください。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングの部分停止の試行に係る経費の削減額についてでございますけれども、試算ではございますが、令和3年度分で約120万円、4年度分で約100万円の合計約220万円分の削減を想定しているところでございます。

○高野委員

約220万円ということでした。

昨年度に部分停止を試行した約240平方メートルの箇所では今年度も継続して行われるというような説明でしたが、停止による事故ですとか、事故までいなくても危ないという状況がこれまで試行された部分でそういうことはなかったのか答弁をお願いします。

○（建設）維持課長

令和3年度の部分停止の試行におきまして、危険な事故ですとか、そういったことについてでございますけれども、道路パトロールなどで現地を確認した結果、ロードヒーティングの部分停止の試行に起因する事故や交通障害はなかったというふうに考えているところでございます。

○高野委員

パトロールなどをして交通障害はないというような答弁でしたが、昨年度に部分停止が行われていた赤岩1丁目21番付近なのですが、昨年、住民からスリップして発進できない車がいたりですとか、バスや車が進むこと

できないという状況があって、近隣の住民の方が危険回避のために車を下に誘導したりということが何回かあったと聞いているのですけれども、そのような話は建設部には届いていないということなののでしょうか。

○（建設）維持課長

委員が御指摘の赤岩1丁目市道上赤岩旧道線のロードヒーティングについてでございますけれども、当該箇所につきましては、御指摘のとおり令和3年度と4年度に部分停止の試行を行っているところでございます。

昨年度はパトロール等で現地確認した中では、ロードヒーティングの部分停止に起因する交通障害と判断する状況ではなかったというふうに認識してございますし、当時そういったお話は私どもではお聞きしておりませんでしたけれども、今年度の第2回除雪懇談会を開催したときに、当該箇所の町内会長より当該箇所のロードヒーティングの部分停止の試行箇所の段差についての御要望はいただいたところでございます。

その際、当方より別途町内会館に赴きまして、御要望の内容をお聞きし、その段差解消に努める旨のお話はさせていただいたところでございます。

○高野委員

第2回除雪懇談会のときにそういう話を聞いたということなのですが、町内会としても10月20日に建設部宛てに、こういった状況で危険だということで対応をお願いする文書を送付されたと聞いています。

住民の方から対応どころか、今回、部分停止が拡大されて試行されるという説明があって大変驚いていると聞いているのですけれども、やはりそういう心配があったのになぜ拡大となったのか、その辺の説明をお願いします。

○（建設）維持課長

当該箇所のロードヒーティングの部分停止の試行についてでございますけれども、今御説明申し上げたとおり、その除雪懇談会に際し当該箇所の町内会長より御要望いただいております。除雪懇談会でその箇所の部分停止の試行を行う旨の御説明を申し上げるとともに、繰り返しになりますけれども、改めまして当該町内会、町内会長に昨年度の現地の状況はどうだったのかということも含めまして、お話し合いをさせていただいたところでございます。

その中では、当該箇所につきましてはロードヒーティングの部分停止の試行というよりも、ロードヒーティングの段差によって走行に支障があったということでお聞きしているところでございまして、その中で私どもといたしましては、その段差解消に努めさせていただくとともに、砂散布等の代替対応を行うという旨の御説明を申し上げて、また改めまして部分停止の試行をさせていただいた中で現地の状況を確認させていただきたいという旨の御説明をさせていただいたところではございます。

○高野委員

段差解消と言うのですけれども、やはり段差はできるのだらうなと思うのです。私も実際に現場を見てきたりしましたが、今そこまで段差はない状況ですけれども、やはりロードヒーティングされている場所とされていない場所だったら当然段差が出てくるわけです。やはり住民が心配しているのは、昨年状況があってまだまだ心配、不安が残っている中で、その安全が確保されていない中で、部分停止される場所をさらに増やしますというのはやはり納得できない部分もあると思うのです。

確認なのですけれども、昨年の私の代表質問でも、安全の部分を十分しっかりしていくということで答弁もあったと思うのですが、それは電気料金云々ではなくて、やはり安全第一だということで、進めていくという大前提でいいのですよね。

○（建設）維持課長

今、委員が御指摘のとおりロードヒーティングの部分停止の試行につきましては、交通の安全が保たれる範囲の中でということで行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

当該箇所につきましては、段差ということをお話し申し上げましたけれども、まずは段差解消に努めまして、その円滑な交通を確保するというに今年度につきましては、現地の状況を確認しながら対応してまいりたいと

いうふうに考えているところでございます。

○高野委員

やはり何よりも住民の安全が第一だと思うのです。何かあったら本当に困るわけですから、こうした住民の不安がある中で進めていくということはやはり私は問題だと思います。

今後、こうしたことがないようにしっかり対応していただけることを強く求めまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○須貝委員

◎小樽市BCPについて

まずは、一般質問でさせていただいた中から小樽市のBCPに関して議論させていただきたいと思います。

一般質問のときにも、職員の参集率の算定について議論させていただきましたけれども、この中で一つ、実は考慮すべき点があるなと思っていたのですが、いろいろな各自自治体のBCPを見ても書かれてあるのですけれども、ある一定の数、職員も被災するというので、職員の被災率を見ているケースがあると思うのですが、この小樽市のBCPにおいて被災職員の率をどれくらいに見ているのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

委員がお尋ねの職員の被災率ですが、約6%と想定しております。

○須貝委員

6%ですか。私の見立てより少ないのですけれども、分かりました。

6%ということであれば、やはり参集率が少し低いのかと思うのですけれども、質問を変えます。

それでまず、低参集率のことも相まって早期及び長期において人員不足が生じるのだということによって人員不足をどう補うのかということをお聞きさせていただきました。少し繰り返しになりますけれども、御答弁いただいた非常時優先業務の必要人数に対しての不足についての答弁をもう一度読んでいただけませんか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本会議での市長の答弁について御紹介させていただきます。

被災直後の人員不足の分析につきましては、特に避難所運営業務や応援物資の管理運営を担う職員が不足する状況になると認識しており、対応策といたしましては、まず各部局において、優先業務を厳選した上で、全庁的な応援体制を構築して災害対応に当たってまいります。

このように答弁しております。

○須貝委員

そのように答弁いただいたのですけれども、このBCPを拝見しますと、優先業務の厳選とか、こういうのはもうやられた上で災害時の対応業務、それから優先業務、それらのものに対して人がこれだけ足りないのだというよ

うな分析をされているように見えるのですが、そうするとこれでは抜本的な対応策、解決策にはならないように感じるのですけれどもいかがですか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

予測される職員の人員不足をどう補うかについての御質問ですが、被災からおおむね72時間までの対応策といたしましては、まず各部局においてBCP上の優先業務の中から当面行う業務をさらに絞り込んだ上で、それでも不足する部署に対しては、余力のある部署から職員を支援させる等、全庁的な応援体制を構築して災害対応に集中してまいりたいと考えております。

また、被災からおおむね3日後以降については、災害対策業務の一部に他都市の自治体職員、ボランティアの皆さん、自主防災組織を中心とした地域住民の皆さんの御支援、御協力を徐々に拡大しながら災害対応を進めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

人員不足のところについては、これは非常に重要ですので、ぜひ平時のうちから御準備いただきたいと思って質問を変えます。

それでもう一つ重要なのは、訓練の実施です。答弁の中でもありましたけれども、訓練実施やマニュアル整備による職員の災害対応の対応力の向上を図るのだというような御答弁をいただきました。

それで、訓練実施の重要性は私もそのように思っていますし、この間、旧豊倉小学校でやられたものに私も参加させていただきました。

ここで聞きたいのは、職員の訓練の実施率はどのようになっていますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

委員の御質問に対してですが、職員の研修の参加率、本年度は新規採用職員フォローアップ研修、初級研修、上級研修と先日視察いただいた防災研修を含めて年間140名、率にして7.8%というふうに承知をしております。

○須貝委員

7.8%ということですが、目指すはやはり100%だと思うのですが、100%全部の職員が一度これを経験されるというのはどれぐらいの見込みというかめどはついているのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

10年程度というふうに見積もっております。

○須貝委員

大分かかりますね。その間、災害がないことを祈るだけなのですが、やはりもう少しそのところも見直しして行かなくてはならないかと思います。

それで、このBCPの中に車両の管理運用体制の構築というふうに書かれています。確かに災害が起きると、車両が非常に必要になってくると思うのですが、これは字面を読むとこのとおりなのですが、ではどのようにというふうに思うのです。このどのようにという、HOWはどのように考えられているのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

車両の管理運用体制の構築についての御質問ですが、委員が御指摘のとおり避難所の開設運営、被害調査、支援物資の輸送等で多数の車両が必要になることが予測されております。

本市としては、公用車を財政対策部の管財班で一括運用するほか、不足が予測される車両については、既に外部の関係機関と締結をしております車両の優先借用や、物資輸送に関する協定に基づき各協定締結先から支援いただき、必要な人員、物資等の輸送に対応する計画となっております。

○須貝委員

人員不足ということで、やはり途中からボランティアのお力を借りるというケースも必要だと思います。

それで、現在のこのボランティアの受入体制についてお聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市と小樽市社会福祉協議会は災害時におけるボランティア活動に関する協定を平成30年11月に締結しており、災害対策本部を設ける規模の災害発生時に設置する災害ボランティアセンターの運営について定めております。

また、同社協は、ボランティアの受入れ手順や活動内容を定めた小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを令和4年3月に策定をしており、それに基づいてボランティアに関する業務を行っていただくものと考えております。

○須貝委員

制度はそうですね。

それでは、今、何人くらいその社協のボランティアに登録されていますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

現在の最新の数というのは承知をしておりません。

○須貝委員

かっちりとした数字ではなくてもいいです。例えば今年の登録数はこれくらいだったという、大体の数字も分かりませんか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

現在ここで申し上げられる数値は承知をしておりませんので、改めて確認をして御報告を申し上げます。

○須貝委員

というのは、少ししつこいようでしたけれども、私も実はこの災害ボランティアの登録をしているのです。研修を2回受けたのですけれども、2回ともそんなに多くなかったような感じがして、災害ボランティアの方々の活躍をいただかなければならないと思っているのですが、そこのところは、まだこれからもう少しこのボランティア体制も含めて構築していく必要があるのかと思って今質問させていただきました。

それから、BCPで書かれています中で、身近で今すぐできるものだと思ってどうなっているのだろうと疑問に思うところで、ハードウェアの対策強化と書かれています。具体的には、今この各庁舎内にあるパソコンを含めた、そういうハードウェアのことを指しているのだと思うのですけれども、これに対する対策はできていますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

大地震の際に市庁舎の揺れに伴う執務室等のPC等の破損の懸念については、災害対策室内における重要な機器はラックを壁に固定するなど破損防止に対する耐震処置を行っています。しかしながら、委員の御指摘のとおり全庁的には職員個人の席にあるPC等について落下を防止する固定が十分ではない状況でありますので、これからどのような対応策を取るのかについて考えていく必要があると考えております。

○須貝委員

ということで、私も懸念したところだったのですけれども、これは最もすぐ着手できるような事柄ですのでぜひそこら辺をまず点検していただいて、このハードウェアの対策を着手していただきたいと思っております。

それで、あと少し気になったのは、やはり災害が起きるとほかの自治体、近隣自治体からも御協力をいただくこともあるのだろう、その逆もしかりだと思うのですけれども、そこでお尋ねしますが、この小樽市として提携している自治体はどのような自治体があるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

個別の自治体と提携がないわけではございませんが、近隣の自治体も同様に被災している可能性もあるため北海道と道内の各市町村長からの委任を受けた北海道市長会、北海道町村会の三者による、災害時等における北海道及

び市町村相互の応援に関する協定を締結しておりますので、この協定が特に実効性が高いものというふうに認識をしております。

○須貝委員

全体的にはBCPの関連というところでお話をさせていただきましたけれども、平時であるからこそ、しっかりと1回この仕組みをつくと、そうすれば、あとは少しずつその組織が変わったりとか、いろいろなことがあるたびにアップデートを少し加えていだけで、いざというときに対応できると思いますので、ぜひこの平時の今だからこそしっかりとこの仕組みをつくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎除排雪について

最初に除排雪に関連してです。

今年も雪の季節になりまして12月は例年より、今、寒く、雪の多い感があるかと受け止めています。

昨年との比較で、12月の降雪ですとか積雪、それから気温について、これまでの概略を示していただけませんか。

○（建設）維持課長

昨年度と今年度の気象状況の比較についてでございますけれども、12月18日、昨日時点で御報告をさせていただきます。

まず降雪量につきましては、令和4年度が132センチメートル、3年度が121センチメートルとなっており、前年度比では11センチメートルほど多い状況でございます。

続きまして、積雪深でございますけれども、令和4年度が12月18日現在で36センチメートル、3年度が59センチメートルということで、前年度比では昨日時点で23センチメートル少ない状況でございます。

平均気温についてでございますけれども、令和4年度が3.2度、3年度が5.1度ということで、前年度比で1.9度低い状況でございます。

最後、真冬日でございますけれども、令和4年度が7日、3年度は1日ということで前年度比で6日ほど多い状況になっているところでございます。

○中村（吉宏）委員

なかなか肌感でいくとそうなのですね、昨年は結構積雪深が多かったと。気温に関しては、寒い状況が今年のほうが続いているのだということが分かりました。今後も警戒を要するところでありませけれども、今年の2月を振り返りますと2月に非常に短時間で大量の雪が降って、交通の乱れなどが発生した状況であります。

隣接する札幌市では苦情等の件数が令和3年度に対して4倍ほどになったということでありませけれども、本市の2月の苦情等の件数はどのような状況ですか。

○（建設）維持課長

令和3年度とその前の年、2年度における2月の市民の声の件数についてでございますけれども、2年度につきましては286件、3年度は936件の市民の声をいただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

倍率的には、やはり雪が多かったということで、今数字が示されたとおりにかと思うのですが、私の感覚ですと、昨年小樽市内の道路は大きく雪が降りましたが、それほど交通が麻痺するような状況というのは確認できなかったのですが、一方で隣接の札幌市では、市内各地の道路の交通が寸断されて大変な状況になったと伺っております。

JRも長期間運休が続いたということも2月には発生しておりましたが、札幌市はこの予防策として今年度35億円ほど予算を増額して、これは報道の記事でも私も詳細は把握していませんが、集中的な降雪に対応するために

短時間の降雪が予報された時点で、市内の道路の両脇の雪、除雪で積み上げられた雪の集中排雪を行って道路の拡幅をしっかりと行うというような対策を取るということで報道されていましたが、本市においてはこのような対応という大雪に対する対応策というのは何か講じられるのかお示してください。

○（建設）維持課長

昨年度を踏まえての対応についての御質問でございますけれども、本市につきましては、昨年度については御指摘のとおりバスの運休が長引くことはなかったということで考えているところではございます。

昨年度につきましては、私ども小樽市では、年内に幹線道路の排雪作業等を実施するなど早めの作業を実施してバス路線の通行の確保に取り組んできたところでございます。

今年度につきましても、小樽市といたしましては、市道長橋旧国道線を第1ステーションに編入するなど区域の見直しを行ったところではございますけれども、昨年度に引き続きまして道路状況を適切に把握して、予防保全的な作業に努めてまいりたいというふうに考えているところではございます。

○中村（吉宏）委員

除排雪に対する市長の公約で予防保全的ということを徹底していただくということでありまして、それで確認させていただきました。

いかんせん高高齢化率の本市で、市内路線のバスですとか、通学の路線やまた市内においても高高齢化率であるということで緊急自動車、救急車等の通行に支障があるような状況ですと非常に皆さん不安に思われると思うので、こうした状況がないように除排雪の事業を実施していただきたいと思っております。

一方で、排雪に関してですけれども昨年度はその前に6か所あった雪堆積場が5か所になったということで、事業者も大変苦勞されていたという状況を議会でもお示ししてきましたが、これについては何か対応策あるいは進捗などがあればお聞かせください。

○（建設）維持課長

雪堆積場の確保についての御質問でございますけれども、御指摘のとおり令和2年度から3年度に天神の雪堆積場が1か所減ったのですが、こちらにつきましては今、旧天神小学校を新たに雪堆積場の用地として使用する予定でございますので、令和2年度と同じ数の雪堆積場で今年度は運営していきたいというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

1か所増設していただけるということでありまして、この運用はいつ頃から始められるのかお答えいただけますか。

○（建設）維持課長

現在、新たに確保いたしました雪堆積場につきましては、道路管理者のみの排雪を受入れする予定でございます。

こちらにつきましては、道路管理者の排雪が始まる時というふうに考えてございまして、1月上旬ぐらいからの運用の開始を今考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

市内の除排雪に支障がないようにお早めの運用をお願いしたいというところであります。

ところでもう1点気になるのが、昨年来の議論でお示しましたが、市内の事業者から昨シーズン除排雪事業の担い手が不足しているということが挙げられておりましたけれども、こうしたことについて何か行政として取り組まれていることなどがあればお示ししたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

除雪業務の担い手不足についてでございますけれども、委員が御指摘のとおり喫緊の課題であるというふうに考えているところでございます。

現在、市といたしましては、本市だけの課題ではないという部分でもありますものですから、他都市の情報収集を行って担い手確保には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今年も状況を伺っていきますと、引き続き深刻な状況であるのには変わりがないようで、例えば市のホームページで除排雪等の情報の中に事業者が人員を募集しているのだというような記載を挙げて、そういった注意喚起といえますか、お仕事があるよということも含めて示していただくのもよろしいかと思いますが、こんな対応などはどうでしょう、取っていただけますでしょうか。

○（建設）維持課長

どのような対応ができるのかということも含めて、今、委員が御指摘の方法も含めて様々な方法を検討して担い手の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、結構深刻な問題であり、いろいろな手段を取りながら集めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎北海道日本ハムファイターズの応援大使の件について

続きまして、北海道日本ハムファイターズの応援大使のイベントの件について伺いますが、11月26日に本市で行われた球団選手のトークイベントにつきまして、どうやら参加希望者の参加申込み手続が大混乱したと伺っております。

市が当初予定していたよりも多くの希望者が市役所に殺到したということでしたが、そもそものイベント実施に向けたこの事業の実施に関する設計に問題があったかのように伺っているのですけれども、どのような設計を行ったのかお示してください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

まず、このたびのことにつきましては、来場人数の見込みや配布方法等の想定が甘く、結果として混乱を招き、整理券配布の当日に来られた市民の皆様や関係者の皆様に多大な迷惑をおかけしたことについて深くおわび申し上げます。

事業設計についてのお尋ねですが、過去の他都市でのファイターズトークショーの事例を参考に会場規模や入場整理券配布方法を検討するとともに、内容などについてはファイターズ側から示されたイベントのシナリオも参考にし、会場については本市で開催されたホールでのイベント、例えばフォーラム、講演会などを参考として計画しております。

準備の時期としては大枠は1年ほど前から検討しておりますが、正式な開催の可否が決定した10月上旬から本格的に着手しております。

○中村（吉宏）委員

今御答弁いただいた中で、冒頭に確かに市民の皆さんに大きな御迷惑をおかけしたということであったわけですが、この制度設計、制度的なものの設計を事業の設計を行っていくに当たり、まず事前の情報をしっかり収集して、小樽市内の規模感等も含めて把握しなければならないと思うのですが、そういった情報収集は行ったのか、あるいはどのように行ったのかお示しいただけますか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

開催に当たって行った情報収集ということでありまして、ただいま申し上げたことと重複しますが、過去の他都市でのファイターズトークショーの事例を参考にしたこと、それから会場規模や入場整理券配布方法を検討するとともに、内容などについてはファイターズから示されたイベントのシナリオなどを参考に計画をしたというところでございます。

○中村（吉宏）委員

今回の一番肝腎なところというのは、会場規模ですとかは他都市の事例を参考にされたということですが、小樽市にどれだけのファン層がいて、どういう方たちが熱意の度合いも含めてとか、そういったことをもう少しリサーチするべきだったのだらうと思うのです。こういったものは球団にしっかり問合せをして、例えば小樽市にファンクラブに入っている方たちが何人ぐらいいるのかとか、小樽市にはファイターズの後援会もありますから、そういったところにリサーチをかけるということも十分できたのだらうと思うのですけれども、この辺に関して小樽市独自のリサーチをするというようなことは手が付けられなかったのか発想がなかったのかお示いただけますか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

ただいまのお尋ねにつきましては、ファンクラブの市内の人数ですとかの情報につきましては、直前になって知ったような状況でありまして、後援会の人数ですとかファンが周辺にどれぐらいいるなどというようなことは探っていたのですけれども、おっしゃるようなリサーチが足りていなかったのかということについては御指摘のとおりかと思えます。

○中村（吉宏）委員

私のところにも多くの市民の方からこういった残念だったという声が寄せられているわけです。

今回、小樽の応援大使になられた松本剛選手、今川優馬選手は球団を代表するぐらいの本当に有名選手でありまして、その分、市民の皆さんの期待度も高かったのだらうと思えます。

市の用意した制度にのっとって申込みを行った人で、結果的に多くの方が参加できなかったと思うのですけれども、これらの方々に対してどのような対応を取るのかということをお伺いしたいと思うのですが、この点は何かお考えのことがあればお示しいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

今回抽せんに外れた方へ代わりのことができないかというようなお尋ねかと思うのですけれども、まず応援大使の市町村訪問は1度しか想定されておりませんし、応援大使の任期は年内いっぱいとなっておりますので、改めて選手をお招きしてイベントを実施することはできないと考えております。

また、記念品などを配布するといったことについても、予算の補正が必要となりますし、応援大使の任期である年内に納品、配布することは難しいと考えております。

また、救済措置の対象者につきましてもその範囲を決める必要がありますが、抽せんに外れた方といいましても初日の12時15分までに来ていただいたけれども抽せんに漏れたという方、あるいは2日間とも配布会場に来られなかったけれども外れた方、あるいは2日とも抽せんに来ることでできなかった方も含めてなのかということもありますし、いずれの場合もその方々を特定すること、連絡することは難しいというふうに考えております。

今年の応援大使関連のイベント等については、これ以上の対応が難しいものと考えておりますが、今後同様のイベントを開催する場合には今回の反省も十分踏まえまして、参加人数、対象者や入場整理券などの配布方法について最良となる方法を模索してまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

いろいろな意味で失敗したということであまり突っ込みたくはないのですけれども、ただ、やはり市民の方が楽しみにされていた、特に今回、市制施行100年などという状況も重なった中で、本来であれば大きく盛り上がるべきはずだったものが、少し市民不満を生んでしまったというところに私も残念さを感じているのです。

それで、今回何かフォローできる企画はないのでしょうかというお話しましたがけれども、ちなみに、この応援大使を呼ぶことについても予算措置はされているのですよね。されているとしたら幾らぐらいなのかお示いただけますか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

この応援大使の選手訪問事業につきまして、予算計上は170万円を計上してございます。

○中村(吉宏)委員

データのなところを1点、2点伺いたいのですけれども、今回、抽せんでお名前とか、そういうのを控えてもらっていると思うのですが、抽せんをしに来て漏れた方の人数は把握されていますよね。何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

配布日が2日ありまして重複がありますのと、1人で2人分申し込んでいる場合がありますけれども、2日間で約740人が抽せんを申し込んでおり、当日来場されたのは300人というふうになっております。

○中村(吉宏)委員

740人は抽せん漏れした方ですか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

ただいま申し上げました約740人というのは、重複がありますけれども、抽せんを申込みに来られた方の人数ということになっております。

○中村(吉宏)委員

だとすれば、当選された方を300人程度ということで、引けば残り440人程度だと思うのです。何か選手のカードですとか、そういったものを今回ごめんなさいというコメントもつけながら発送をさしあげるようなことというのは、予算の残額等の影響もあるのでしょうか、こういった対応は取っていただきたいなど。選手は年内かもしれないけれども、球団とそういったところを調整しながら、何かこういった市民の皆さんにバックアップの対応をしていただきたい。来年のお話をされていましてけれども、まだ決まっていないお話だと思うので、今年参加された方へのフォローを引き続き、もしお願いできればと思いますが、最後それだけ答弁いただきたいと思います。

○市長

今、委員からいろいろ御指摘がございましたけれども、やはり振り返りますと全ては見通しの甘さによるものだったということで、不快な思いをさせていただきました。多くの皆様には本当に心からおわびを申し上げたいと思っております。

高校生だったと思いますけれども、市長への手紙も頂きまして、高校生なのに先着順でこの時間に行けるわけないでしょと言われてみますと、それはもうごもっともな御意見だと思っております。大変多くの方が松本選手や今川選手に会えるだろうと思って楽しみにしていたイベントでしょうから、それに水を差してしまったということは大変、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいあります。ただ、今、御指摘がありましたような何か救済措置は考えられないだろうかということでもありますけれども、基本的には今、担当からお答えをさせていただいたように予算措置も伴うでしょうし、様々な課題があっても現実的には難しいというふうに御答弁せざるを得ないものと、今の時点では思いますが、何か善処できることが仮にあったとすれば、それはそれでしっかりと対応させていただきたいと思っておりますけれども、現実的には難しいということでもまずは御理解いただきたいというふうに思っております。

○中村(吉宏)委員

御心中も察しながらですけれども、今いただいた御答弁で一応納得はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎特別支援教育について

初めに、特別支援教育についてお伺いしたいと思います。

12月13日付で文部科学省から「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」ということで、報道にも出されておりました。こちらを見ると、学習面や行動面で著しく困難を示す児童・生徒の数が前回の調査よりも増えたというような報道でありました。こちらの内容について確認したいのですけれども、こちらの調査の目的について一度確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本調査は今年1月から2月にかけて、全国の0.8%程度の児童・生徒を抽出した調査であり、調査の目的は文部科学省が通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方などの検討の基礎資料とすることとなっております。

○横尾委員

全部の調査ではなくて抽出の調査だということを確認させていただきましたし、目的についても確認させていただきました。

この文部科学省の調査について小樽市としてどのように考えているかというところなのですけれども、大きく二つに分けて聞きたいと思うのですが、まず、児童・生徒の困難が生じているという部分でこの困難の状況について出されておりました。内容といたしましては、小・中学校においては推定値8.8%、高等学校については推定値2.2%だったということで前回の6.5%から増えたというようなお話でした。これについての見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

児童・生徒の困難な状況につきまして、小・中学校においては学習面または行動面で著しい困難を示す割合が8.8%となっており、35人学級であれば1学級に3人程度が該当して一定数が在籍しているものと考えております。

○横尾委員

次に、児童・生徒の受けている支援状況ということで、こちらも学習面また行動面に著しい困難を示された児童・生徒について、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている割合が28.7%という推定値が出されました。これについての見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

特別な支援が必要と判断されている割合、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた生徒の割合は8.8%となっておりまして、今、委員の御指摘のとおり校内委員会において、そのうち支援の対象に該当している生徒は28.7%となっておりますので、校内委員会において支援の対象に該当していない児童・生徒が多い状況であると考えております。

○横尾委員

改めて確認ですけれども、この目的の中にありましたが、発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童・生徒ということですので、あくまでも発達障害を持っている児童・生徒の数ではないということなのですけれども、それで間違いはないですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

委員のおっしゃるとおりで間違いございません。

○横尾委員

確認の上でお聞きしますが、小樽市の状況をこの数字に当てはめた場合、把握されている現状と比較するとどのようになるかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

国が実施した調査において学習面または行動面で著しい困難を示す割合が8.8%となっており、そのうち特別な教育的支援が必要と判断している割合は28.7%となっており、約2.5%の児童・生徒に対して教育的支援を必要としていると、この調査はなっていると考えております。

本市の独自の調査では、今年度の状況において申し上げますと、通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の割合が3.2%となっており、全国と比べて若干高くなっていると考えております。

○横尾委員

そうなるこの調査の結果も小樽市としても当てはまっているような状況だということと考えているということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

そのように考えてございます。

○横尾委員

確認ですけれども、これはなぜこのように増えてきているとお考えなのか確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本市としまして、通常の学級の担任など学校の特別支援教育に関する理解が進んできたことでこのようになっていると考えております。

○横尾委員

小樽市の現状として、しっかりと特別支援教育に関する理解が深まってきたということで把握されてきている。それは全国的な状況としても同じ状況だということで、しっかりと対策はされているのかと捉えさせていただきました。

それでなのですけれども、この報道だけを見ると自分の子もそうなのではないか、発達障害になるのではないかなというような不安をお持ちの方も多くいるかもしれませんが、そういった場合、小学校・中学校に通う児童・生徒の発達障害などに関する相談の窓口は、どこになるのかも一度確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

小・中学校に通う児童・生徒の相談の窓口としましては、各学校において相談をするかもしくは学校教育支援室において相談の窓口となっております。

○横尾委員

ちなみにですけれども、学校となると学校というのは誰になるのかというのを少し具体的に示していただけると助かりますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

各学校の学級担任もしくは特別支援教育のコーディネーターに相談するという形になっております。

○横尾委員

そうしたら、そういった不安がある場合は主に担任の教員にまずは御相談という形ですと、必要であればそういった支援につながっていくという捉えでよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

そのとおりでございます。

○横尾委員

そういったことが明確になるとしっかり安心すると思いますので、その辺の周知もぜひお願いしたいと考えております。

それで、実際の特別支援の体制について確認しますけれども、前から質問させていただいていますが、通級と特別支援学級になるという判断がありますけれども、普通学級または普通学級から通級に通う方、特別支援学級になる方とたくさんいると思うのですが、その判断はどのようにされるのか確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本市の教育支援委員会において、児童・生徒及び保護者の方との面談、児童・生徒への発達の検査を行い、医師や特別支援学校の教員等で構成される教育支援委員会において望ましい環境や具体的な支援方法について審議し判断をしております。

○横尾委員

通級学級に通いますよというのと特別支援学級になりますよ、特別支援学級になりながら通級に行く。そういったことはなく、あくまでもどこかに分かれる形になりますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

特別支援学級に在籍するか、それか通常の学級に在籍して通級学級に行かれるかのどちらかになる形になっております。

○横尾委員

それではお聞きしますけれども、先ほどいろいろな面談または医師の方だとかのそういった経緯を通じて望ましい支援の在り方を判断していくという話ですけれども、保護者がどうしても通級を希望する場合であっても、特別支援学級にと判断された場合は通級には通えない形になってしまうのか確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

教育支援委員会の審議結果を保護者の方へお伝えして保護者の方に検討していただき、最終的には保護者の方の意向を尊重して学びの場所を決定しております。

○横尾委員

保護者が通級を強く希望されるのであれば、特別支援学級が必要と判断されても、通級に通うという形になるということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

あくまでも保護者の方の意向を優先としております。

○横尾委員

そういった形でしたら保護者が納得した形で特別支援教育を受けていく、自分の子供に対しての支援教育を選択して決めていくという形になっていくのかと思います。

それで最後に少し聞きたいのですが、インクルーシブ教育について進められていると思うのですが、今タブレットが各児童・生徒に配られて1人1台となっておりますが、こちらを活用しての個別の学びというのが例えば障害を持っている方だとか、そういった方に対して合わせて学ぶというものですけれども、こちらの推進も非常に重要になってきていますし、保護者の方も望んでいる方多いと思うのですが、こういったタブレット等を使ったこの個別の学びに対する進め方はどのようにお考えなのか確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

タブレット端末につきましては、通常学級の児童・生徒はもとより特別な教育的支援が必要な児童・生徒にとっても大変有効なものであると考えております。例えば、文字を拡大したり、動画で視覚的に理解したり、音声で聞き取ったりするなど効果的な活用方法について市内の実践事例や他都市の事例について研究をしてみたいと考

えております。

○横尾委員

こちらのニーズは私もかなり聞いておりますし、そういったものを必要とされる方が十分に活用していただけるように、ぜひこの特別支援教育の充実については図っていただきたいと思います。

◎市内の高校との連携について

続きまして、市内の高校との連携についてということでお伺いしたいと思います。

小樽市は人口減少が進んでおりまして、それに伴って子供たちの人数も減っております。

高校については適正配置が進められておりまして、間口減ということで普通科の間口が減っていくということも進んでおりますけれども、小樽市内には私立の高校もありますので、それに配慮することになると、やはり公立の高校の間口をどうするかというのはこの後も続いてきますし、普通科の間口減が続いておりますので職業学科の間口減も今後考えられるのかと思っております。

そこで、この職業学科の高校もありますので、その点を踏まえて確認させていただきたいと思うのですが、先ほども伝えたとおり小樽市は人口減少が今、目下の課題となっておりますが、小樽市人口減少問題研究会の冊子で「人口半減社会と戦うー小樽からの挑戦ー」ということで、この中に書いてあるものがあります。職業学科を今後考えていくに当たって北海道から、これからの高校づくりの支援というのを今検討されております。その中で職業学科というのは農業、漁業、製造業における後継者不足の問題というのも考えていかななくてはならないですし、技術革新、産業構造の変化、グローバル化など社会の急激な変化に伴って育成が期待される資質、能力が大きく変わることも考えられるというところの視点があります。今後は地域を支える最先端の職業人の育成に向けて、加速度的な変化の最前線になる地域産業界と直接学ぶことができるよう産業界と方向が一体となった社会に開かれた教育課程の推進に向けて取り組むというような記載も検討されているそうです。

こういった中で、この小樽市にある職業校の今の在り方を考えると、こちらの冊子の中でこれから高賃金の産業、所得を向上させるためにはそういった産業を伸ばさなくてはならない。これはほかの質問でもさせていただいてますけれども、ICT産業だとかの誘致も考えていかななくてはならないという中で小樽市に足りないものというのは人材を輩出する機能だよと。この今ある小樽未来創造高校は小樽工業高校と小樽商業高校が合わさってできたところだけれども、以前の小樽市内の産業に合わせた形になっているという問題が指摘されております。

こういった中で今後、職業学科の検討をする際に、小樽市ではどんな職業人材が必要であるかという視点も必要かと思っておりますけれども、まず確認したいのですが、市では今後どんな職業人材、産業の人材が必要であると考えているのか、確認させていただきたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

産業港湾部としてお答えをさせていただきますが、今、今後ということがございましたけれども、本市はものづくりのまちでございますので、製造業の人材はもちろん必要ですが、現在、市内の各業界からは観光関連産業ですとか製造業、建設業など多くの業種で人材不足というお話を聞いておりますので、広く様々な業種職種で人材が求められているということで認識をしております。

○横尾委員

私も今回の代表質問でデータセンター戦略ということで、今後、小樽市にこういったデータセンターだとかあとケーブルの陸揚げ局だとかを誘致する話もさせていただきましたし、こういった産業の誘致も必要ではないかという部分で質問させていただきました。ここにもあるとおり、その人材供給元というのが非常に重要になるということと、あと情報インフラの整備というのが必要だと言われておりますので、今後、こういった職業学科の間口減を考えたときに、そこで小樽市の職業学科の在り方も検討される機会になるかと思うのですが、こういったところで、例えば未来創造高校とかですけれどもICTに関する人材を輩出するに結びつくような学科などというも

のがあると、今後必要とされるニーズに非常に合ったものになるのではないかと考えておりますが、こういった高校の学科に関してどういった人材が必要であるかというような観点から、市教委では必要な人材だとか人材像だとか、そういったものを意見したり把握したりしていることはあるのでしょうか。確認させてください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

市教委といたしましては、これまで小樽にふさわしい高校として、多くの外国からの方々がいらっしゃることから外国語、それから国際感覚、観光ビジネスなどが学べる高校であったり、国際経済・情報関係など就職に結びつく商都小樽にふさわしい高校であったり、小樽の伝統文化を生かせる工業や機械・金属製品などものづくりについて学べる高校、小樽の特色を生かせる職について学べる高校、もちろん大学進学にも対応する高校、そして後継者育成に対応する高校といったものをこれまでも道教委に対して要望しているところでございます。

○横尾委員

今、産業港湾部の方からも市教委からもお話をいただきました。

今までの人材、どういった人材が必要なのか、どういった産業を伸ばしていくのかというところで今まではそうやって言ってきたかと思うのですけれども、今こういう機会ではあるのですが、今後も同じような人材がやはり続けて必要になると考えていらっしゃるか、その部分は考えていないのか、そういったところまでまだ検討していないのかという部分でお聞かせ願えればと思います。

○委員長

どなたが答弁されますか。

○横尾委員

そうしたら聞き方を変えます。

まず小樽市として今後も、先ほど言ったような人材以外に必要となるような人材だとかというイメージだとか、今後の小樽市としてこういった産業が伸びてくる、また伸ばしていきたいというようなものがあるかどうかまず確認させてください。

この「人口半減社会と戦うー小樽からの挑戦ー」の中でICT産業の部分が載っていました。こういった人材の輩出が必要だ、そこは不足しているというふうにありますけれども、ここを充実させていくという考えはありますか。

○総務部長

なかなかお答えができなくて申し訳ございません。

市でICT人材が必要かということになると、これはもう喫緊の課題だというふうに考えてございますので、特に市だけに限らず、市内の企業でもやはりデジタル化、DX化というのが流れになっていますから、市でも当然必要ですけれども、やはり市内でもそういう人材が必要になってくるものというふうには考えてございます。

○横尾委員

今後、そういった産業、人材が必要だということを、次に、高校の在り方だとか適正配置をしていくわけですけれども、そこで市教委として意見する場があると思うのですが、そういったものを伝える場面というか伝えるということなのですから、そちらのほうは市教委として、そういった内容は伝えられるものなのかどうか確認させてください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

年に何度か道教委が主催します会議の場がございますので、そういった部分で小樽市としても意見を述べることは可能かと思えます。

○横尾委員

最終的に何が言いたいかという部分ですけれども、こういった会議の中でほかの後志管内の町村の方と会議に参

加する場合がありますが、各町村では、高校の校長、教育委員会、そしてそのまちの首長と道教委の方たちが、それぞれまちづくりの観点という部分でどうやって人材を輩出するかというのは非常に情報共有しておりまして一体感があって、ここの高校でこういう勉強をしているからこういう人材が輩出される、また首長の方も、こういったことを高校でやっているからこういうふうを目指したいという非常に一体感がある場があります。

そういった場を設けているところもあるそうなのですが、小樽市としてもまだこの高校の数、規模ですので、まだそういった首長方の考えを高校の校長たちに伝えてこういったまちづくりをしている、こういう課題があるという情報共有の場があってもいいのかと思っているのですが、そういったものの主張についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

今回お話を初めてお聞きしたものですから、まずはこういった取組について情報収集してまいりたいというふうを考えております。

○横尾委員

高校ももちろんこれからの社会人を育てていく教育機関ですけれども、そこにやはり小樽市がどういう方向を向いているのかというのをなかなか共有する場がないというのが私も高校生の子供を通わせて校長とお話する機会もありますが、小樽だけで校長が回っているわけではないですから、いろいろな地域から校長が来られて、そこで小樽市の課題を把握するというタイミングがないなというのを非常に感じておりました。そこがしっかり高校の教員、校長たちも小樽市がこういう課題を持っていて、こういう人材を必要としているのだと認識していただくだけで、また小樽市の将来的にも人材輩出に向かっては非常に効果あるのではないかと考えますので、ぜひほかの町村、また、ほかの市でもやっているものがあれば参考にさせていただいて、ぜひ実現させていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和4年度小樽市一般会計補正予算について、議案第22号公の施設の指定管理者の指定については、否決の立場で討論します。

まず、戸籍情報システム改修事業費です。

情報漏えい、悪用、プライバシー侵害の危険を一層高めるものです。また、システム改修が必要とされたときの法改正では戸籍情報とマイナンバーが結びつけられ、漏えいのリスクも拡大します。マイナンバーは個人情報漏えいの不安からカード普及率が上がりませんでした。だからこそ政府はあれこれの手段を使って普及に躍起になっています。今になって交付税をちらつかせて自治体競争をけしかけていますが、そもそも制度自体が問題であって、それを自治体の事務に責任転嫁することは、それこそ筋違いです。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費と管理代行業務費及び関連する議案第22号の観光物産プラザの指定管理についてです。

第3号ふ頭の基部の再開発は見直すべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第22号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも高木副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。

当委員会は、これをもって閉会いたします。